

令和3年度

包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、
利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る
財務事務の執行及び管理の状況について

【概要版】

東大阪市包括外部監査人

公認会計士 里見 優

目 次

第1 包括外部監査の概要（報告書本編9頁）	5
1. 監査の種類	5
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	5
（1）監査の対象	5
（2）監査対象期間	5
3. 監査対象	5
4. 監査の実施期間	5
5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	5
6. 監査の実施者	7
7. 利害関係	7
8. 指摘事項の記載方法	8
（1）「監査の結果」と「意見」	8
（2）表記の方法	9
第2 監査の方法（報告書本編45頁）	10
1. 監査の視点（監査要点（監査手続によって検証する事項））（報告書本編45頁）	10
（1）補助金等の財務事務の執行について	10
（2）補助金等の管理の状況について	11
2. 監査手続（報告書本編47頁）	12
（1）予備調査	12
（2）本調査	12
3. 個別の監査の実施方法（報告書本編49頁）	14
（1）全庁的な調査	14
（2）証憑の閲覧及びヒアリングを行った補助金	18
（3）所管課が保管する通帳の実査、保管状況等のヒアリング	20
（4）検討対象から除外した補助金等	21
第3 監査の結果（報告書本編78頁）	23
1. 監査の結果及び意見のまとめ（監査結果の総括）（報告書本編78頁）	23
（1）補助金等の財務事務に関して全庁的に対処すべき事項	23
（2）行財政対策全般を分掌する企画財政部企画室行財政改革課に対する事項	24
（3）準公金に関する指摘事項のうち、全庁的に対処すべき事項	26
2. 監査の結果（個々の補助金等に関する個別的事項）（報告書本編82頁）	27

- 本報告書は「令和3年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」（以下、報告書本編という。）を要約した【概要版】であり、詳細については報告書本編を参照されたい。
- 本報告書における補助金等の名称は、便宜的に財務会計システム上の名称により記載している。したがって、補助金等の要綱等における名称と異なるものがある。

第1 包括外部監査の概要（報告書本編9頁）

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

「東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について」

（2）監査対象期間

原則として令和2年度

ただし、必要に応じて過年度及び令和3年度の一部についても監査対象とした。

3. 監査対象

補助金等を執行する部のうち、健康部を除くすべての部並びに行財政対策全般を分掌する企画財政部企画室行財政改革課


4. 監査の実施期間

令和3年5月25日より令和4年3月25日まで

5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

東大阪市の、行財政改革の推進のため、令和2年度から5年間を計画期間とする行財政改革プラン2020を策定した。過去から補助金の見直しが進められているが、この行財政改革プラン2020においては、持続可能な行財政運営のための歳出の抑制の一施策として「団体に対する補助金の適正化」が独立した項目として掲げられた。当該プランにより全庁的な取組の必要性が共有され、現在も取組が進められているところと考える。なお、行財政改革プラン2020においては次のとおり特段具体的な取組目標やスケジュールは示されていない。

（参考）団体に対する補助金の適正化に関する行財政改革プラン2020の抜粋

管理番号	取組スケジュール・効果額				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2202	関係部局による取組推進 				

（出典）東大阪市「行財政改革プラン2020」より抜粋のうえ適宜加工

過去に企画財政部企画室行財政改革課が実施した調査によれば、平成30年度の団体補助金の予算は総額で45億円（137団体）あり、平成30年度の一般会計の当初予算（2,080億円）

に占める割合は2.2%と金額的な重要性も高いと考えられる。なお、当該調査には含まない個人に対する補助金等もあることから、これらを含めれば金額的な重要性はより高くなるものと考えられる。

補助金等は、対価性のない一方的な給付であり、基本的に返還が不要であること、その財源の多くに市民の税金が使われていることから、公益上特に必要があると認めた特定の事業などに限定すべきものであり、行政には十分な説明責任が求められる。

この点については、補助金等交付規則（平成元年3月31日、最終改正令和元年5月31日）、「団体に対する補助制度運用基準」（平成20年度策定、以下「運用基準」という。）、各補助金等別の要綱等に基づき執行が行われているものと考えられるが、東大阪市のウェブサイトでは補助金等の全体を俯瞰できる情報や、規則や運用基準等に基づき適切に執行されているかどうかのモニタリング結果を確認することができない。平成30年3月には行財政改革室長から各所属長宛に運用基準にしたがって各補助事業の点検を行うことが求められているが、各所属において適切に点検を行い経済環境等の変化に応じた補助金等の見直しが継続的に行われているか、運用基準に即した執行が行われているか、例えば、いわゆる補助金等の終期（いわゆる、サンセット）が定められているか、補助金等の執行の前後において市民が必要か否かの是非を判断できる十分な情報が公表されているかどうかなど、検証されるべき点は多い。

過去には、平成17年度の包括外部監査において補助金及び負担金に係る事務の執行について監査テーマとして採り上げられたことはあるが、それから時が経過し東大阪を取り巻く環境は大きく変化していること、部や課をまたいで横断的に検討することで、全庁的に取り組むべき課題を列挙できると考えられることから、第三者によって客観的に監査する必要性や価値が高いと考える。

以上を受けて、東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について監査テーマとするものである。

6. 監査の実施者

包括外部監査人 公 認 会 計 士 里 見 優

補 助 者

〔 公 認 会 計 士 システム監査技術者 〕	濱 田 善 彦
	公 認 会 計 士 岡 田 健 司
	公 認 会 計 士 藤 原 良 樹
	公 認 会 計 士 赤 坂 純 平
	公 認 会 計 士 山 田 亜 樹
	公 認 会 計 士 横 田 慎 一
	公 認 会 計 士 鳥 生 紘 平
	公 認 会 計 士 岡 本 真 理 子
	公認会計士試験合格者 日 高 空
	弁 護 士 竹 村 正 樹
	事 務 ス タ ッ プ 浦 川 夕 里 英

7. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 指摘事項の記載方法

(1) 「監査の結果」と「意見」

包括外部監査は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査をするものである（地方自治法第252条の37第1項）。包括外部監査を実施するにあたっては、これらの事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないものとされている（地方自治法第252条の37第2項）。

そこで、地方自治法の規定並びに「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン及びQ&A」（公会計委員会研究報告第26号、日本公認会計士協会、令和2年2月20日）3-2-2に従い、結論部分の記載において「監査の結果」（本文の表記上は単に「結果」と「意見」と見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	①合規性（準拠性） ¹ 、②3E（経済性・効率性・有効性） ² 、③公益性（公共性） ³ 、④公平性・透明性 ⁴ の観点から、是正・改善を求めるもの。
-------	---

¹ 合規性（準拠性）とは、事務が法令等にしがって適法に行われているかどうかをいう。包括外部監査の態様が、包括外部監査導入以前に監査委員が行ってきた地方自治法第199条第1項に定める財務に関する事務の執行の監査のうち同条第5項に定める随時監査に類することから、包括外部監査は合規性の観点をより重視して監査を実施するものである。

² 経済性とは、事務が経済的に行われ無駄がないかという視点をいう。効率性とは、事務が効率的に行われ生産性が高いかという視点をいう。有効性とは、事務が所期の目的を達成し効果を上げているかという視点をいう。本文に記載したとおり、包括外部監査を実施するにあたっては、包括外部監査対象団体の事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に意を用いなければならない。そこで、地方自治法第2条第14項及び第15項に規定する経済性、効率性、有効性の観点にも重きをおいて監査を実施するものである。

³ 公益性（公共性）とは、対象事業に公益上の必要性はあるかという視点をいう。地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることと定められていることから、特に補助金にかかわる監査の視点として重要である。

⁴ 公平性とは、事務執行が公平になされているかという視点をいう。地方自治法上の根拠条文はないが、事業の対象が特定の市民・団体に偏重し長期化すれば、既得権益となるおそれがあるため、公平性に重きをおいて監査を実施するものである。透明性は、市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているかという視点である。地方自治法上の根拠条文はないが、地方自治体が説明責任を果たすという観点から透明性もまた監査の視点として求められるものである。

意見	監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、東大阪市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。
----	--

(2) 表記の方法

「監査の結果」と「意見」を特に端的に表現している箇所に対して下線を引いた。また、結論部分の末尾には、()で「結果」(監査の結果)若しくは「意見」と明示したうえで、通番を付し、事後的に措置状況を検証しやすいようにした。

第2 監査の方法（報告書本編 45 頁）

1. 監査の視点（監査要点（監査手続によって検証する事項））（報告書本編 45 頁）

一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のもの（以下、補助金等とする）に係る財務事務の執行及び管理の状況について、①「合規性・準拠性」、②「3E（経済性・効率性・有効性）」、③「公益性・公共性」、④「公平性・透明性」をもって実施されているか否かという観点から監査を実施した。

具体的には、以下のように監査の視点を立案して監査を実施した。

（1）補助金等の財務事務の執行について

- ① 東大阪市において令和2年度中に交付した一般会計における補助金等について、決算による実績をもとに、一定の金額を超える補助金等に関して抽出し、以下の監査の視点を立案し、関連する証憑の閲覧及び所管課への質問を行った。

（補助金等の交付要綱）

- ・ 補助金等の交付目的は交付要綱に具体的に規定されているか。
- ・ 補助対象事業の内容は明確に規定されているか。
- ・ 補助対象経費の範囲は明確に定められているか。
- ・ 補助金等の目的は公益に寄与するもので、正当なものか。
- ・ 補助金等の交付要綱が関連する法令・規則等に準拠しているか。

（補助金等の交付決定）

- ・ 申請は交付要綱に従って、適切な時期（申請期限まで）に提出されているか。
- ・ 交付要綱に定められている必要な書類は漏れなく添付されているか。
- ・ 補助金等の交付に際しては交付規則や交付要綱に定める手続にしたがって、交付決定がなされているか。
- ・ 補助事業の具体的な計画が経済性・効率性の見地から適正なものか。
- ・ 補助金の金額が交付要綱等に定められた算定方法に基づいて算定されているか。
- ・ 補助金の算定方法・金額は事業の性質・規模に対して適切か。
- ・ 補助事業の計画変更がある場合には、適切な手続がとられているか。

（補助金等の交付・支給）

- ・ 補助金等を交付・支給するにあたって、交付要綱に定める手続に従って、適切に交付・支給されているか。
- ・ 概算払により交付・支給する場合には、概算払の理由が明確で、かつ、その必要性があ

ると認められるか。

- ② 補助金等の交付要綱について、その内容を確認めるとともに、東大阪市が規定する「団体に対する補助制度運用基準」に規定する「2. 団体に対する補助制度の運用基準」と整合しているかどうかを確認めた。

なお、「団体に対する補助制度運用基準」は市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い補助制度とするために、東大阪市補助金等交付規則を補完するものとして策定されたものである。「団体に対する補助制度運用基準」の内容は報告書本編 34 頁に記載の通りである。

(2) 補助金等の管理の状況について

- ① (1) ①のとおり抽出した補助金等について、以下の監査の視点を立案し、関連する証憑の閲覧及び所管課への質問を行った。

(補助金等に係る実績報告)

- ・実績報告は適切な時期（提出期限まで）に提出されているか。
- ・補助金等の交付要綱で定める必要な書類は添付されているか。
- ・実績報告の正確性（交付要綱及び交付申請書との整合性等）の検証は行われているか。
- ・補助事業が交付決定どおりに実施されていることを調査・確認しているか。
- ・補助対象経費の範囲と実績が整合していることを調査・確認しているか。補助金が補助対象経費以外に使用されていないかを確認しているか。
- ・補助を受けた団体が不適切に他の団体又は他人に再補助をしていないか。

(補助金等の見直し)

- ・補助金等が公益性・公共性の観点から有効なものかどうかを定期的に調査・確認しているか。
- ・補助による有効性評価とその結果を受けて、見直しが行われているか。
- ・交付先に対する異常と思われる多額の補助金等の交付はないか。
- ・補助団体は補助金等の交付がなくとも自立可能な団体ではないか。
- ・補助割合の低い補助金等及び少額の補助金等について、補助の効果や支給する意味はあるか。
- ・目標値や経過年数等から、交付目的が既に達成されているものはないか。
- ・市の政策上、緊急性はあるか。
- ・同じ目的の補助金等や、補助対象が類似している補助金等が他にないか。
- ・当初の前提条件が変化していないか。

- ② 抽出した補助金等について、(1) ②と同様に東大阪市が規定する「団体に対する補助制度運用基準」に規定する「3. 定期的な点検見直し」が行われているかどうかを確認めた。

2. 監査手続（報告書本編 47 頁）

（1）予備調査

- ① 東大阪市が策定する行財政改革プラン 2020（令和 2 年度～令和 6 年度）、令和 2 年度一般会計予算書、令和 2 年度東大阪市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、公会計に基づく財務書類、歳入・歳出予算説明書、市政の概要、部局長マネジメント方針の資料等を基に、東大阪市の現状や、事務事業の概要を把握した。
- ② 関連する部署にヒアリングを実施し、事務事業の概要について説明を受け、適宜質疑応答を行った。

（2）本調査

- ① 以下の補助金等に関する規則等を入手し、補助金等の交付事務の概要を把握した。

- ・ 東大阪市財務規則
- ・ 東大阪市補助金等交付規則
- ・ 団体に対する補助制度運用基準
- ・ 各補助金に係る交付要綱

また、過去（平成 17 年度実施）の包括外部監査報告書及び過去の東大阪市監査委員による定期監査結果及び定期監査結果にかかる措置状況報告書を閲覧し、過去の包括外部監査及び監査委員事務局による定期監査において指摘となっている事項を把握した。

重ねて、補助金等をテーマとした他の地方自治体における包括外部監査の報告書のうち活用可能性の高いものを調査し、監査の実施手法や指摘となっている事項を把握した。

- ② これまでの補助金等に関する行財政改革の状況について、行財政改革課へのヒアリングを実施した。
- ③ 令和 2 年度に東大阪市が支出した補助金等について、全体像を把握するために各部に対して全庁的な調査を実施・回収・分析を行った（内容及び結果については報告書本編 58 頁）。
- ④ ③の全庁的な調査を実施した補助金等から、一定の基準（報告書本編 53 頁参照）に基づいて監査人が必要と判断した補助金等について、補助金等の申請、交付決定、支給等に関する書類の閲覧を行った。具体的には、1. 監査の視点（監査要点（監査手続によって検証する事項））（1）「補助金等に係る財務事務の執行について」及び（2）「補助金等に係る管理の状況について」に記載の事項について、関連する証憑の閲覧を行い、課題となる事項がな

いかの把握を行った。

- ⑤ 令和2年度に東大阪市が支出した補助金等について内容を把握するために、所管課に対してヒアリングを行った。また、過去の包括外部監査や監査委員事務局による定期監査等における指摘事項が改善されているか、所管課への質問を通じて確認した。併せて、③及び④の手続の実施の際に監査人が抱いた疑問や問題意識について、各担当部署の担当者等にヒアリングを実施した。
- ⑥ 事務局業務を担っている所管課が保管する通帳の実査を実施するとともに、保管状況等についてヒアリングを実施した。
- ⑦ 実施した監査上の問題点についてのディスカッションを実施した(担当所管課及び行財政改革課)。
- ⑧ 以上の監査の経過や結果を、本監査報告書としてとりまとめた。

3. 個別の監査の実施方法（報告書本編 49 頁）

（1）全庁的な調査

令和2年度に東大阪市が支出した補助金等について、過去5年間（平成28年度～令和2年度）の補助金ごとの予算・実績の推移を確かめるとともに、補助金等について網羅的に調査するために、以下の基準により調査対象を抽出し、補助金等について全庁的な調査を行った。調査対象の抽出基準、実施時期等については、以下のとおりである。

① 調査対象の抽出基準

各課が所管する補助金等の全体像を把握するために、令和2年度一般会計に、「(節) 負担金補助及び交付金」で計上された補助金等のうち、原則として以下(※)の内容を除いた補助金及び負担金を対象に調査を実施した。

(※) 原則対象外としたもの

- ・補助金：新型コロナ対策定額給付金関係（国の制度に基づく臨時的な給付金であるため）、他会計への補助金等（会計間の資金移動の側面が強いため）
- ・負担金：研修への参加費（詳細に監査する必要性がないと判断されるため）、他会計への負担金等（会計間の資金移動の側面が強いため）

② 調査の実施時期について

実施時期：令和3年7月20日～令和3年8月4日

③ 調査の実施対象について

ア 調査を実施した補助金

調査を実施した所管課及び回答のあった主な補助金の名称は以下のとおりである。

所管課	補助金の数	主な補助金の名称
危機管理室	1	自主防災組織活動補助金
公民連携協働室	6	防犯灯設置費補助金等
給与福利課	1	職員厚生事業補助金
産業総務課	1	東大阪市内の企業団地における防犯灯設置費補助金
モノづくり支援室	17	産業創造勤労者支援機構運営補助金等
商業課	9	共同施設設置事業補助金等
労働雇用政策室	8	シルバー人材センター管理運営補助金等
農政課	5	都市農業活性化農地活用事業補助金等
国際観光室	1	テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助金
市民スポーツ支援課	4	クロスカントリー競走大会補助金等
文化財課	1	指定文化財整備補助金

多文化共生・男女共同参画課	2	民間シェルター等支援事業補助金等
人権室人権啓発課	2	人権啓発協議会補助金等
人権室人権同和調整課	1	同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金
税制課	1	作文表彰事業補助金
地域活動支援室	5	リージョンセンター公民協働事業助成金等
地域福祉課	7	市民福祉活動センター補助金等
高齢介護課	11	感染拡大防止対策支援事業補助金等
給付管理課	1	介護保険サービス利用料軽減助成金
障害施策推進課	12	社会福祉施設等整備費補助金等
障害福祉認定給付課	6	移動支援事業補助金等
障害児サービス課	3	衛生管理体制確保支援等事業補助金等
生活福祉課	4	感染拡大防止対策支援事業補助金等
生活支援課	3	民生委員関係事業補助金等
子ども家庭課	6	感染症対策事業補助金等
施設給付課	38	一時預かり事業補助金（認定こども園等運営費補助金）等
施設指導課	4	認定こども園整備補助金等
子ども相談課	1	感染症対策事業補助金
地域健康企画課	4	献血推進事業補助金等
食品衛生課	1	ねこ不妊手術助成金
健康づくり課	3	医療団体補助金等
母子保健・感染症課	1	結核対策費補助金
環境企画課	2	再生可能エネルギー等普及促進補助金等
循環社会推進課	1	リユース食器利用促進助成金
交通戦略室	3	感染拡大防止対策事業補助金等
自転車対策課	1	放置自転車追放推進事業補助金
安全調整課	2	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金等
土木工営所	1	農業用排水路維持管理補助金
みどり景観課	2	緑の保全事業補助金等
公園課	1	公園愛護会補助金
河川課	1	家屋移転補助金
総務管理課	1	家賃減額補助金
住宅改良室	1	地域まちづくり推進会議補助金
市街地整備課	1	老朽住宅解体除去補助金
建築安全課	2	民間建築物耐震化促進補助金等
空家対策課	1	空き家等対策補助金

人事教養課	1	大型免許取得補助金
学校教育推進室	6	クラブ活動運営費補助金等
人権教育室	3	人権教育研究会補助金等
教職員課	1	学校園保健会補助金
学校給食課	2	学校給食会運営補助金等
社会教育課	2	国際識字年推進事業補助金等
青少年教育課	7	ひきこもり等子ども・若者支援事業補助金等
社会教育センター	2	文化団体活動補助金等
庶務課	1	政務活動費交付金
合計	215	

イ 調査を実施した負担金

調査を実施した所管課及び主な負担金の名称は以下のとおりである。

所管課	負担金の数	主な負担金の名称
危機管理室	2	治安対策関係市町村連絡会負担金等
秘書課	4	近畿市長会負担金等
広報課	1	日本広報協会負担金
市政情報相談課	1	総合紛争解決センター負担金
企画課	2	中核市市長会負担金等
行財政改革課	1	マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金
職員課	1	非常勤職員公務災害補償等認定委員会審査会分担金
情報政策課	3	近畿都市統計協議会分担金
ICT推進課	1	社会保障・税番号制度負担金
産業総務課	1	休業要請支援金事業負担金
モノづくり支援室	4	ビジネスマッチング事業負担金
労働雇用政策室	4	おおさか人材雇用開発人権センター負担金
農政課	2	大阪府土地改良事業団体連合会負担金
国際観光室	3	出展負担金等
市民スポーツ支援課	2	スポーツ推進委員協議会負担金等
花園ラグビー場活性化推進課	2	ワールドマスターズゲームズ2021関西開催地負担金等
文化財課	3	全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会負担金等
多文化共生・男女共同参画課	2	共益費負担金等
人権室人権啓発課	5	人権問題啓発事業特別負担金（人権教育啓発推進センター負担金）等
人権室人権同和調整課	1	全国隣保館連絡協議会負担金
長瀬人権文化センター	1	大阪府人権福祉施設連絡協議会負担金

税制課	10	確定申告等共同作業事務負担金等
市民室	2	通知カード・個人番号カード関連事務負担金等
消費生活センター	2	消費生活展負担金等
地域福祉課	1	大阪府福祉有償運送運営協議会負担金
障害施策推進課	2	自立支援事業所連絡会負担金等
生活福祉課	3	施設整備負担金等
施設指導課	1	就職フェア開催負担金
子ども相談課	1	大阪府家庭児童相談室連絡協議会負担金
保育課	7	園内事故賠償責任保険免責負担金（保育所運営経費）等
地域健康企画課	7	医師会負担金等
環境業務課	1	日本環境衛生センター負担金
健康づくり課	2	市民ふれあい祭り出店負担金
母子保健・感染症課	4	エイズ予防週間開催負担金等
環境衛生検査センター	3	衛生微生物技術協議会負担金等
環境企画課	1	地球温暖化対策地域協議会負担金
環境事業課	2	全国都市清掃会議負担金等
公害対策課	2	恩智川流域美化推進負担金等
産業廃棄物対策課	1	廃棄物処理対策推進協議会負担金
都市計画室	3	簡易水道組合維持経費負担金等
交通戦略室	3	近鉄奈良線連続立体交差事業負担金
道路管理課	5	大阪府国道連絡会負担金
みどり景観課	2	生駒山系広域利用促進協議会負担金等
河川課	8	ため池防災テレメーター事業負担金等
住宅改良室	1	日本住宅協会負担金
市街地整備課	1	住宅市街地整備推進協議会負担金
計画管理課	1	大阪府市町村営繕主務者会議負担金
建築審査課	6	近畿建築行政連絡会議負担金等
開発指導課	1	大阪府開発指導行政協議会負担金
建築安全課	1	大阪建築物震災対策推進協議会負担金
消防総務課	9	消防団員等公務災害補償等共済基金負担金等
人事教養課	2	全国消防協会負担金等
予防広報課	1	防火防災訓練災害補償等共済負担金
警備課	4	救急安心センター運営負担金等
教育政策室	6	大阪府都市教育委員会連絡協議会負担金等
施設整備室	1	大阪府公立学校施設整備期成会負担金
学校教育推進室	3	各種教育研究会負担金等

人権教育室	1	大阪府人権教育主管課長会負担金
教職員課	9	大阪府学校保健会負担金等
教育センター	1	全国教育研究所連盟負担金
高等学校課	5	試験問題等作成負担金等
社会教育課	2	全国視覚障害者情報提供施設協会負担金等
青少年教育課	5	青少年指導員活動費用実費弁償費負担金等
長瀬青少年センター	1	大阪こども・青少年施設等連絡負担金
選挙管理委員会事務局	5	近畿都市選挙管理委員会連合会負担金等
監査委員事務局	4	河内南地区都市監査委員会負担金等
公平委員会事務局	3	全国公平委員会連合会近畿支部負担金等
農業委員会事務局	2	大阪府農業会議負担金
庶務課	8	近畿議長会負担金
合 計	202	

(2) 証憑の閲覧及びヒアリングを行った補助金

監査人が所管課への調査を通じて補助金の執行状況を直接把握する必要があると判断したもの（71件）については、関連する証憑の閲覧及び所管課に対してヒアリングを実施した。

対象とする補助金について、基本的に令和2年度の補助金の執行額が5百万円を超えるものを全件抽出するとともに、当該金額基準に該当せずに全く抽出されない所属については監査人の判断で任意に1件ずつ、その他東大阪市や他の地方公共団体の包括外部監査において指摘が多い等の質的な観点を勘案して抽出を行った。

この抽出により、詳細な検討、すなわち、証憑を閲覧し、ヒアリングを実施する対象とした所属と対象補助金は、以下のとおりである。

対象所属	対象補助金
危機管理室	自主防災組織活動補助金
公民連携協働室	防犯灯維持管理費補助金 防犯灯設置費補助金
行政管理部 給与福利課	職員厚生事業補助金
都市魅力産業スポーツ部 モノづくり支援室	医工連携事業化促進補助金 産業創造勤労者支援機構運営補助金 住工共生まちづくり補助金 商工振興補助金 テクノメッセ東大阪開催事業補助金 中小企業設備投資支援補助金 モノづくり支援補助金 モノづくりワンストップ推進事業補助金
都市魅力産業スポーツ部	外食デリバリーサービス活用支援補助金

商業課	共同施設設置事業補助金 商店街新型コロナウイルス感染症対策補助金
都市魅力産業スポーツ部 労働雇用政策室	勤労者総合福祉推進事業運営補助金 シルバー人材センター管理運営補助金
都市魅力産業スポーツ部 農政課	都市農業活性化農地活用事業補助金
都市魅力産業スポーツ部 国際観光室	テイクアウト・デリバリー用容器等購入補助金
都市魅力産業スポーツ部 市民スポーツ支援課	クロスカントリー競走大会補助金
人権文化部 文化財課	指定文化財整備補助金
人権文化部 多文化共生・男女共同参画課	民間シェルター等支援事業補助金
人権文化部 人権室人権啓発課	人権啓発協議会補助金
人権文化部 人権室人権同和調整課	同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金
税務部 税制課	作文表彰事業補助金
市民生活部 地域活動支援室	青色防犯パトロール活動支援事業補助金 リージョンセンター公民協働事業助成金
福祉部 地域福祉課	社会福祉協議会補助金 市民福祉活動センター補助金 小地域ネットワーク活動推進事業補助金
福祉部 高齢介護課	感染拡大防止対策支援事業補助金 軽費老人ホーム事務費補助金 敬老行事補助金 サービス継続支援事業補助金 日常生活自立支援事業補助金 老人クラブ活動補助金 老人福祉施設等整備費補助金
福祉部 給付管理課	介護保険サービス利用料軽減助成金
福祉部 障害施策推進課	衛生管理体制確保支援等事業補助金 サービス継続支援事業補助金 社会福祉施設等整備費補助金 生産活動活性化支援事業補助金
福祉部 障害福祉認定給付課	移動支援事業補助金 地域活動支援センター事業Ⅲ型補助金 日常生活用具給付事業補助金 日中一時支援事業補助金

	訪問入浴サービス事業補助金
生活支援部 生活福祉課	感染拡大防止対策支援事業補助金
生活支援部 生活支援課	民生委員関係事業補助金
環境部 環境企画課	再生可能エネルギー等普及促進補助金
交通戦略室	大阪外環状線鉄道建設費補助金 感染拡大防止対策事業補助金 鉄道施設耐震補強事業費補助金
土木部 自転車対策課	放置自転車追放推進事業補助金
土木部 安全調整課	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金
土木部 土木工営所	農業用排水路維持管理補助金
土木部 みどり景観課	緑の保全事業補助金
土木部 公園課	公園愛護会補助金
建築部 総務管理課	家賃減額補助金
建築部 住宅改良室	地域まちづくり推進会議補助金
建築部 市街地整備課	老朽住宅解体除去補助金
建築部 建築安全課	民間建築物耐震化促進補助金
建築部 空家対策課	空き家等対策補助金
消防局総務部 人事教養課	大型免許取得補助金
学校教育部 学校教育推進室	クラブ活動運営費補助金
学校教育部 人権教育室	人権教育研究会補助金
学校教育部 教職員課	学校園保健会補助金
学校教育部 学校給食課	学校給食会運営補助金 小学校給食費無償化補助金
社会教育部 社会教育課	国際識字年推進事業補助金
社会教育部 青少年教育課	ひきこもり等子ども・若者支援事業補助金
社会教育部 社会教育センター	文化団体活動補助金

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、特に保健所等の事務に関して多忙を極める健康部については個別に監査対応が難しいという申し出があったこともあり、詳細な監査の対象から除外した。また、財務会計システム上、また予算執行上「(節) 負担金補助及び交付金」として処理されているものの、実態としては給付費・委託費としての性格が強い子どもすこやか部の補助金及び政務活動費についても詳細な監査対象からは除外した。

(3) 所管課が保管する通帳の実査、保管状況等のヒアリング

① 本手続の目的

3. 個別の監査の実施方法 (1) 全庁的な調査 (具体的内容及び結果については、報告書本編 58 頁) の回答を確認した結果、補助金に関して、交付団体の事務を東大阪市が事務局とな

って実施しているものがあつた。そのような場合において団体に関係のない不明な入出金の有無の確認、各補助金に係る実績報告日の基準日の残高と通帳の実際の残高の一致、繰越金の有無及び繰越金がある場合の残高を把握するために、所管課が所有する通帳の実査を行うこととした。また、併せて通帳の入出金を含む出納について、現状の運用ルールを把握するために、出納に関してマニュアル等の閲覧を行うとともに、通帳の保管状況等についてヒアリングを行った。

② 検証対象の抽出方法

3. 個別の監査の実施方法(1) 全庁的な調査を実施して得られた回答を基に監査人が補助金の交付団体の事務を東大阪市が事務局となって実施している担当課を抽出した。

対象として抽出した所管課、補助金は③に記載のとおりである。

③ 検証対象として抽出した所管課及び対象補助金名

対象部	対象課	対象補助金名
公民連携協働室	公民連携協働室	自治協議会運営補助金
都市魅力産業スポーツ部	農政課	直接支払推進事業補助金
都市魅力産業スポーツ部	農政課	東大阪市土地改良連絡協議会補助金
都市魅力産業スポーツ部	農政課	農業啓発推進事業補助金
都市魅力産業スポーツ部	市民スポーツ支援課	クロスカントリー競走大会補助金
人権文化部	人権室人権啓発課	人権啓発協議会補助金
人権文化部	人権室人権同和調整課	同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金
市民生活部	地域活動支援室	コミュニティ紙発行事業補助金
学校教育部	人権教育室	「朝鮮文化に親しむ東大阪子どもの集い」開催補助金
学校教育部	人権教育室	在日外国人教育研究協議会補助金
学校教育部	人権教育室	人権教育研究会補助金
学校教育部	教職員課	学校園保健会補助金
社会教育部	青少年教育課	子ども会活動補助金
社会教育部	青少年教育課	青少年活動補助金
社会教育部	青少年教育課	青少年指導活動補助金
社会教育部	社会教育センター	婦人団体活動補助金
社会教育部	社会教育センター	文化団体活動補助金

(4) 検討対象から除外した補助金等

監査の方法、監査対象において記載しているとおり、本監査においては基本的に令和2年度における執行金額が5百万円未満の補助金等、委託費としての性質が強い補助金(例:認定こども園や私立保育所への補助金)、政務活動費を検討対象から除外している。

監査においては、対価性のない補助金等として交付した事業について、その財務事務の執行及び管理の状況について特に焦点を当てるために、委託費としての性質が強い補助金を除外したものである。

第3 監査の結果（報告書本編 78 頁）

1. 監査の結果及び意見のまとめ（監査結果の総括）（報告書本編 78 頁）

監査の結果及び意見については、個々の補助金等に対する監査の結果、検出された事項を積み上げて帰納的に導出した総括的事項（監査結果の総括）と、個々の補助金に関する個別的事項とに分かれる。

令和3年度において包括外部監査を実施した結果、今後適切な措置を求めるものとして検出した監査の結果の総括は、次のとおりである。総括的事項として、意見に関する事項を計 15 件検出した。

総括的事項についての詳細は報告書本編 2-1（報告書本編 101 頁）、個々の補助金等に関する個別的事項についての詳細は報告書本編 2-2（報告書本編 114 頁）を参照されたい。

（1）補助金等の財務事務に関して全庁的に対処すべき事項

	表題	概要	報告書 本編頁
①	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について補助率の上限の設定がない）	補助金等交付規則や各補助金等の個別規則と一体となって運用される「団体に対する補助制度運用基準」（平成 20 年度策定、以下「運用基準」という。）が求める、団体に対する補助の補助率の上限を 1/2 とする要求事項を満たしていない状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。これらについて市として全庁的に是正を図る必要がある。	102 頁
②	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について終期の設定がない）	同様に、団体に対する補助について終期が設定されていないという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。これらの状況について市として全庁的に是正を図る必要がある。	103 頁
③	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に対する補助について補助金の交付先から領収書等の提出がない）	同様に、団体に対する補助について補助金の交付先に対して領収書等の提出を求めているという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。これらの乖離について市として全庁的に是正を図る必要がある。	105 頁
④	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体に	同様に、団体の補助について補助金の交付先の事業公報や購入した備品等に補助事業であることが表示されていない事例が相当数認められる。これらの乖離について市として全庁	105 頁

	対する補助について補助金で購入した備品等に補助事業であることの表示がない)	的に是正を図る必要がある。	
⑤	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正（団体運用基準により難しい場合に求められる理由等の公開がない)	同様に、団体に対する補助について運用基準により難しい場合に求められている理由等の公開がないという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。理由等の公開を求めるのかも含め、市として全庁的に是正を図る必要がある。	106 頁

(2) 行財政対策全般を分掌する企画財政部企画室行財政改革課に対する事項

	表題	概要	報告書 本編頁
①	運用基準の改訂	<p>運用基準について改訂を検討すべき点が次のとおり複数認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業補助の定義や内容が不明確であり、運営補助との線引きが曖昧である。 ・ 領収書の宛名・宛先を必ず補助金交付先とすることの規定がない。 ・ 補助金を概算払とする場合には事前にその必要性及び理由について決裁を経るべきだが、そのような規定がない。なお、原則的には確定払とすべきである。 ・ 運用基準により難しい場合に理由等の公開の必要性を再検討し、公開させるのであれば、その手段や方法を明確にする必要がある。 ・ 補助である以上個々の効果指標や達成目標を定めることを検討する必要があるが、そのような規定がない。 ・ 補助金の効果について、例えば、モノづくり支援補助金等のように補助事業終了後中長期に亘ってその効果をモニタリングすべきものがあることについて明記すべきである。 ・ 個々の補助金に係る個別の交付要綱等に補助金の返還期限等の規定を設けるよう規定すべきである。 	108 頁
②	運用基準の適用範囲の見直し	<p>運用基準に基づく運用について、要求事項に対する現状の運用実態との乖離の事実を鑑み、その適用範囲を再検討すべきである。具体的には、福祉部の介護保険サービス利用料軽減</p>	108 頁

		助成金等国の制度として運用される補助金、ボランティア団体等自主財源がない団体に対する補助金、（公益財団法人）産業創造勤労者支援機構等政策実現の一環で市が運営費を補助することを念頭に設立した外郭団体等について一律に運用基準を適用することとするのか否かについて再検討する必要がある。	
③	望ましい補助金に関する事務遂行に関しての全庁的な展開	監査した所管課によって、消費税等の取扱（望ましい対応として、消費税等の仕入控除税額は減額して交付申請すること、仕入控除税額の返還が生じうる一定の法人等については消費税等の仕入控除税額を減額して実績報告すること、補助事業完了後の消費税等申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じること）や、補助金の交付先における経済性の確保（望ましい対応として、一定金額以上の物品の購入や委託については市の基準に準じて入札をすべきこと、また、一定期間未満であっても複数社から相見積もりを徴取すべきことを指導すること）について対応が異なる。望ましい補助金に関する事務遂行については全庁的に展開すべきである。	109 頁
④	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	補助金の必要性等について継続的に見直しを行う仕組み、それらの状況について継続的にモニタリングを行う仕組みとしては、現状は財政当局との予算折衝のみとなっていることから、抜本的な見直しを行うことが難しい。必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある。この点に関して、市全体として、どのような補助金等が存在するのか、十分な情報開示がないことから、市民や議会等が補助金の存在を確かめる手段が限定されており、補助金等の必要性を検討する、あるいはその必要性を問う機会が十分でない状況である。補助金等を一覧化して積極的にその是非を問うて検討するための情報提供を図ることが必要である。	110 頁
⑤	行財政改革プラン等における目標設定	行財政改革プラン 2020 において持続可能な行財政運営のための歳出の抑制の一施策として「団体に対する補助金の適正化」が独立した項目として掲げられている。今後策定する各種の行財政改革プランにおける補助金等の適正化に関する目標設定においては、適正化の内容を具体的なゴールとして明らかにするとともに、事後で検証可能な目標とすべきである。	111 頁

(3) 準公金に関する指摘事項のうち、全庁的に対処すべき事項

	表題	概要	報告書 本編頁
①	公金に準じた取扱が求められる現金等の取扱に関するマニュアルの整備	補助金の所管課が補助対象団体の事務局を担っており、補助金を財源とした現金や通帳等を預かっているケースが複数見受けられる。当該現金等については公金に準じて適切に取り扱われるべきであるが、これらの取り扱いを定めたマニュアルがないため、例えば、現金の支出の都度支出命令に類する決裁を起案しているか否か、出納帳のダブルチェックを行っているか否か、通帳と印鑑を別々に保管しているか否か等、所管課によって取扱方法が異なっているという実態が認められる。全庁的な内部統制の推進を担う内部統制推進室は、東大阪市の公金マニュアル等を参考に、公金に準じて取扱われるべきもののマニュアルを整備し、当該マニュアルにしたがった運用を各所管課に指導する必要がある。	112 頁
②	事務局業務を担う期限の設定と解消	上記のような事務局業務を担う場合の注意点として、運用基準によれば、「法律等に定めのある場合を除き、時限を設定するとともに、公務と団体事務を明確に区分して執行」するものとされている。しかしながら、現在事務局業務を担う所管課において、時限は設定されておらず、時限の設定に向けた補助対象団体との協議を具体的に進めているケースも少数であった。運用基準を所管する行財政改革課は、改めて各補助金の実態を把握するとともに、事務局業務の時限の設定についての考え方を整理すべきである。また、時限の設定に向けて各所管課を指導すべきである。	112 頁

2. 監査の結果（個々の補助金等に関する個別的事項）（報告書本編 82 頁）

監査の結果、個々の補助金等に関する個別的事項として、検出した事項は次のとおりである。結果に関する事項を 30 件、意見に関する事項を 83 件、合計 113 件の指摘事項を検出した。

結果又は意見番号	所管課	補助金名	指摘内容	報告書本編頁
結果 1	危機管理室	自主防災組織活動補助金	東大阪市自主防災組織活動補助金交付請求書の添付書類欄及び領収書の写し等を添付する書類（別紙 3）の注意書きにおいて、宛名は自主防災会会長名義としなければならない旨の記載がなされている。しかし、複数の領収書又は請求書等の写しで自主防災会会長名義となっていなかった。また、宛名自体が空欄のものもあった。危機管理室では領収書の写し等が適切な宛名となっているかどうか確認するとともに、適切でない場合には改めるよう各自主防災組織に対して適切に指導する必要がある。	117 頁
意見 16	危機管理室	自主防災組織活動補助金	補助金の申請のない 3 つの自主防災組織について防災活動が適切に実施されているかどうか活動実績を把握する必要がある。また、補助金申請のない校区について、防災活動を適切に実施できているのであれば、補助申請のある校区に対して補助が必要でないかどうかの検討も行うべきである。	118 頁
意見 17	公民連携協働室	防犯灯維持管理費補助金	単価の妥当性ととともに、一律で防犯灯の設置数に一定の単価を乗じた額を補助金とする方法が公平性の観点から問題がないのかを改めて検討することが必要である。	121 頁
意見 18	公民連携協働室	防犯灯設置費補助金	補助金の利用をより積極的かつ平等に推進していく観点からは、「防犯灯の設置費」が対象とする範囲、すなわち、既存の防犯灯の LED 防犯灯への取替更新を含むこと、既存の LED 防犯灯から新しい LED 防犯灯への交換も含むこと等について補助金交付要綱に明確に定めることが望まれる。	124 頁
意見 19	給与福利課	職員厚生事業補助金	交付先である東大阪市職員厚済会と事業の効果測定が可能となるよう見直しを協議	127 頁

			し、効果的な事業実施を検証する必要がある。	
意見 20	給与福利課	職員厚生事業補助金	地方公務員法第 42 条の規定の趣旨を達成するためには、より効果のある事業の遂行を多角的に検討する必要がある。そのため、補助団体である東大阪市職員厚済会に事業の多様化を求めるべきである。	127 頁
意見 21	給与福利課	職員厚生事業補助金	補助金の実態と要綱との間に乖離が生じていることから、要綱の内容を見直す必要がある。	127 頁
結果 2	モノづくり支援室	医工連携事業化促進補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	130 頁
意見 22	モノづくり支援室	医工連携事業化促進補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。	131 頁
意見 23	モノづくり支援室	医工連携事業化促進補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	131 頁
意見 24	モノづくり支援室	医工連携事業化促進補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができていない。	131 頁
結果 3	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	136 頁

意見 25	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	交際費を補助対象とすることは明らかに不適切であることから、補助対象経費から除外すべきである。	137 頁
意見 26	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要な資料等の提出を求めるべきである。特に、人件費相当に対しての補助もあること、機構には所管課から、あるいは別の課からも別の補助金が交付されていることから、審査にあたっては給与台帳等を提出させ、人件費の按分計算が適切に行われていることも確認する必要がある。さらに、補助対象事業の決算と機構の決算の整合性についても確認すべきである。併せて、必要に応じて実地調査を行うべきである。	137 頁
意見 27	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	現在精算報告にあたっては決算書のうち収支決算書（正味財産増減計算書）のみを提出させているが、機構の財政状態を適切に把握し、補助対象事業が確実に遂行されることを前提として補助すべき観点からは貸借対照表を提出させることを検討する必要がある。	137 頁
意見 28	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	137 頁
意見 29	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	団体の経営状況の実態に基づく、補助金交付額の算定方法の見直しや、補助金交付自体の必要性について、検討することが必要である。また、補助金を引き続き交付する場合は、「団体に対する補助制度運用基準」に基づく事業補助への移行も併せて検討することが必要である。	138 頁
意見 30	モノづくり支援室	産業創造勤労者支援機構運営補助金	貸室（転貸）事業については十数年間にもわたって多額な赤字を計上しているにもかかわらず、これらの状況の改善のために独立行政法人	138 頁

			中小企業基盤整備機構と借上料の減額等について協議する等の対応を継続的に行わず現状を放置しており、極めて不適切である。即刻の改善を求める。	
意見 31	モノづくり支援室	住工共生まちづくり補助金	交付要綱を見直し、完了報告書を提出する際に、移転前の工場の閉鎖を確認できる資料の提出を求めたうえで、移転前の工場の閉鎖を確認すべきである。	143 頁
結果 4	モノづくり支援室	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	149 頁
意見 32	モノづくり支援室	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	客観的に検証可能は補助金額の算定とするため、「会議所自己負担額」の定義を要綱上も明確に定義すべきである。	149 頁
意見 33	モノづくり支援室	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	成果指標の達成の程度を計るための来場者アンケートを入手しておらず、補助金の効果測定を実施していなかった。	149 頁
結果 5	モノづくり支援室	モノづくり支援補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	154 頁
意見 34	モノづくり支援室	モノづくり支援補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。	154 頁
意見 35	モノづくり支援室	モノづくり支援補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後	155 頁

			に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	
意見 36	モノづくり支援室	モノづくり支援補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、開発件数、商談件数等の成果指標を定めているとはいうものの、補助対象団体に対して具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができていないといえない。	155 頁
結果 6	モノづくり支援室	モノづくりワンストップ推進事業補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	158 頁
意見 37	モノづくり支援室	モノづくりワンストップ推進事業補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要な資料等の提出を求めるべきである。	158 頁
意見 38	モノづくり支援室	モノづくりワンストップ推進事業補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	158 頁
意見 39	モノづくり支援室	モノづくりワンストップ推進事業補助金	所管課として補助金の効果測定は毎月の定例会議の中で行っていた。相談件数、紹介件数、成約件数、成約金額等の成果指標を定めているとはいうものの、補助対象団体に対して具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができていないといえない。	158 頁
結果 7	商業課	共同施設設置事業補助金	実際は令和 2 年 11 月 19 日に回議書により決裁を得たが、決定通知書の日付け記載を誤って 11 月 18 日の日付を記載したということであり、外観上は未決裁の状態で作成された交付決定通知書が発行さ	165 頁

			れた状態になっている。	
意見 40	商業課	共同施設設置事業補助金	補助の対象に共同施設の補修や撤去等も含まれることをより認知しやすくするよう、要綱において掲げる事業の名称や補助金の名称に工夫を持たせることが望まれる。	165 頁
意見 41	商業課	商店街新型コロナウイルス感染症対策補助金	商店街の街路灯に係る電気代は補助対象経費から除外すべきである。	169 頁
意見 42	労働雇用政策室	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要となる資料等の提出を求めるべきである。特に、人件費相当に対しての補助もあることから、審査にあたっては給与台帳等を提出させ、人件費の計上が適切に行われていることも確認する必要がある。さらに、補助対象事業の決算と機構の決算の整合性についても確認すべきである。併せて、必要に応じて実地調査を行うべきである。	172 頁
意見 43	労働雇用政策室	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	現在精算報告にあたっては決算書のうち収支決算書（正味財産増減計算書）のみを提出させているが、機構の財政状態を適切に把握し、補助対象事業が確実に遂行されることを前提として補助すべき観点からは貸借対照表を提出させることを検討する必要がある。	172 頁
意見 44	労働雇用政策室	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、本補助金は補助事業の実施後に実績に応じた確定払とすることも検討すべきである。	172 頁
意見 45	労働雇用政策室	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果	172 頁

			測定ができていない。	
結果 8	労働雇用政策室	シルバー人材センター管理運営補助金	補助金の交付にあたっては、当該補助金の目的を明確化するとともに、その目的に基づいた交付要件や交付金額算定方法を定めることで、客観的な事後検証が可能となるから、補助金交付要綱を策定すべきである。	178 頁
意見 46	労働雇用政策室	シルバー人材センター管理運営補助金	適正な金額の補助金の交付のため、収支決算書の提出を求めるとともに、「団体に対する補助制度運用基準」に基づき貸金台帳等の根拠資料の提出を求めたうえで、これらの資料との整合性といった観点から精算額の妥当性を検証する必要がある。	179 頁
意見 47	労働雇用政策室	シルバー人材センター管理運営補助金	団体の経営状況の実態に基づく、補助金交付額の算定方法の見直しや、補助金交付自体の必要性について、検討することが必要である。また、補助金を引き続き交付する場合は、「団体に対する補助制度運用基準」に基づく事業補助への移行も併せて検討することが必要である。	180 頁
意見 48	農政課	都市農業活性化農地活用事業補助金	要綱あるいは実施基準に、補助対象とする補助対象経費を具体的に規定する必要がある。	183 頁
意見 49	農政課	都市農業活性化農地活用事業補助金	要綱あるいは実施基準において他の補助金と重複して申請することを禁ずる規定を設けるとともに、他の課とも協力し重複申請がないことについて確かめる必要がある。	183 頁
意見 50	農政課	都市農業活性化農地活用事業補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができてない。	183 頁
意見 51	農政課	都市農業活性化農地活用事業補助金	用水路等の適切な維持管理のための市としての関与の在り方について、補助の継続の要否も含めて、検討する必要がある。	183 頁
意見 52	市民スポーツ支援課	クロスカントリー一競走大会補助金	補助の対象となる経費は、要綱に具体的に定める必要がある。	188 頁
結果 9	市民スポーツ支援課	クロスカントリー一競走大会補助金	正しい宛名を記載するよう実行委員会に指導す	188 頁

	ツ支援課	リー競走大会 補助金	るべきである。	
結果 10	文化財課	指定文化財整備補助金	本来支出の事実を確かめるための証憑書類を確認しなければ、実際に補助金の交付先が支払ったという事実を確認することはできない。そのため、請求書だけではなく、領収書等も提出させ確認すべきである。	193 頁
結果 11	文化財課	指定文化財整備補助金	東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付取扱要綱上、補助金の申請、交付決定、実績報告と精算のための手続等について、補助団体が提出し、所管課が確認する書類や手続が明確に定められていない。要綱の規定を見直しするべきである。	193 頁
意見 53	人権室人権啓発課	人権啓発協議会補助金	所管課は、同協議会に対して実施する事業についてより創意工夫を図るよう指導するとともに、補助対象事業の効果の測定方法について改めて再考すべきである。	201 頁
結果 12	人権室人権同和調整課	同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金	早急に本補助金の要綱を整備し、補助目的、補助の対象とする事業、補助の対象として適格な交付先の要件、補助対象経費、諸手続等を明らかにする必要がある。	204 頁
意見 54	地域活動支援室	リージョンセンター公民協働事業助成金	最低限度額を設けるべきではなく、例外的に最低限度額を設けるのであれば、その根拠を明確にすべきである。	214 頁
意見 55	地域活動支援室	リージョンセンター公民協働事業助成金	概算払により支給する場合には、その必要性と理由について検討のうえその妥当性について決裁を経るべきである。	214 頁
意見 56	地域活動支援室	リージョンセンター公民協働事業助成金	助成金は単年度の事業への助成であることから、基本的に翌年度への繰越は認めるべきではなく、是正に向けて検討すべきである。	214 頁
結果 13	地域福祉課	社会福祉協議会補助金	本来補助対象経費とすべきでない支出に対しても、補助金が交付されてしまう恐れがあるため、交付要綱において実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求めるよう、交付要綱の見直しをする必要がある。 そのうえで、実績報告書提出時に、あわせて提	218 頁

			出される補助対象経費の支出証憑に基づき、補助対象経費が、交付要綱に照らして適切であることを検証したうえで、補助金の交付を行うように交付手続を見直す必要がある。	
意見 57	地域福祉課	社会福祉協議会補助金	当該補助金が運営補助で、主として補助団体の人件費を補助する性格であることに鑑み、上記の実績報告の検査や、補助金の交付決定にあたっては、補助金額の積算（精算）の根拠資料として、補助団体の総員名簿及び補助対象となっている個人別の給与支給額及び補助対象額を明示させ、これらの根拠資料を徴取すべきである。	218 頁
意見 58	地域福祉課	社会福祉協議会補助金	当該補助金が運営補助となっている現状に鑑みると、実績報告の疑義の有無に関わらず、補助対象団体が設立趣旨と照らして、効率的かつ効果的な法人運営を実施しているか否かについても現地調査を通して定期的に確認すべきである。また、補助の対象団体が市の外郭団体であり住民への説明責任がより大きいと考えられることや、効率的かつ効果的な法人運営のための一定の牽制も必要であることから、補助金の交付目的に応じた適切な交付のため、定期的な実地調査の実施について検討する必要がある。	219 頁
意見 59	地域福祉課	社会福祉協議会補助金	補助の対象団体である東大阪市社会福祉協議会は市の外郭団体であることから、その補助の必要性や効果についての住民へのより明確な説明が求められる点に鑑みると、補助金の効果測定のための指標や目標を定めたうえで、毎年度効果測定する必要がある。	220 頁
意見 60	地域福祉課	社会福祉協議会補助金	団体運営に財務上必要な補助であることをより明確化する必要がある。	220 頁
結果 14	地域福祉課	市民福祉活動センター補助金	実績報告及び添付資料を確認したところ、職員給料・職員賞与等の勘定科目別に予算額や決算額、また勘定科目別に「〇名分の」支出であるかの記載があるのみで、当資料から職員の名前や支給額との関連性を把握することができない。	222 頁
意見 61	地域福祉課	市民福祉活動センター補助	補助事業者である社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会に対しては、複数の補助金や委託費の	222 頁

		金	受領者であることから、同一の対象者に対する人件費が重複支給される可能性があるため、予算書及び決算書には、領収書に代わる補助金額の積算根拠資料として、社会福祉協議会の総員名簿及び補助対象となっている個人別の給与支給額及び各人に対する補助対象額を提出させることが望ましい。	
意見 62	地域福祉課	市民福祉活動センター補助金	補助事業者へのヒアリングや根拠資料との照合により支出内容の適切性を確認し、実質的な審査を実施すべきであり、加えて補助事業者は市の外郭団体であり、現在においても複数の補助や委託を実施しているため市から支給される総額が大きいことも鑑み、審査内容に疑問があったときには積極的に実地調査を実施すべきである。	222 頁
意見 63	地域福祉課	市民福祉活動センター補助金	補助金の有効活用のために、また加えて、補助事業者である東大阪市社会福祉協議会との関係の透明性を担保する意味でも、補助金の効果測定のための指標や目標を定め、定期的にその達成度合いについて検証することが望ましい。	223 頁
意見 64	地域福祉課	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	提出された実績報告について、ただちに検査を行い、精算金が支払われるよう体制を整備する必要がある。	226 頁
意見 65	地域福祉課	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	社会福祉協議会のような外郭団体に対しても、通常の補助事業者に対して行うのと同様のモニタリングを実施し、社会福祉協議会が予算を適正に使用し、正確な実績報告書を作成しているか否かについて適時かつ適切に検査すべきである。	227 頁
意見 66	地域福祉課	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	校区を取り巻く環境の変化や時代の変化にあわせて、補助金交付額の見直しを検討するとともに、現状の 35 万円という基準を踏襲するのであれば、その根拠を明確にする必要がある。あわせて事業実施回数が著しく少ない校区に対しては社会福祉協議会を通して必要な事業の実施を指導すべきである。	227 頁
意見 67	高齢介護課	サービス継続支援事業補助	関連当事者との取引は一般的に価格操作等の不適切な取引や行為を行いやすいことから、この	242 頁

		金	ような取引の妥当性や合理性を外観的に怪しまれる可能性のある取引は実行しないように指導する必要がある。	
意見 68	高齢介護課	サービス継続支援事業補助金	社会通念上経済的合理性に欠ける高額な機器であり、補助を行う必要性に疑念がある。要綱第7条（5）に規定される必要性について、交付決定を行うにあたっての検討も不十分である。	242 頁
結果 15	高齢介護課	サービス継続支援事業補助金	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額返還報告書（様式第 10 号）の提出を求めているが、監査実施時点で既に決算日が到来していると考えられる社会福祉法人（3月決算が法定）等についてまだ提出を受けていなかった。	242 頁
結果 16	高齢介護課	日常生活自立支援事業補助金	補助金の精算にあたり、東大阪市は協議会に対して実績報告及び精算書を提出させ、精算書の内容を確認するのみである。その支出内容の適否や妥当性を検証するための領収書の提出も求めておらず、支出内容自体について市はなんら検証していない。十分な実績報告の検査が行われておらず不適切である。	245 頁
意見 69	高齢介護課	日常生活自立支援事業補助金	要綱上、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める旨の規定がないため、要綱の規定も見直す必要がある。	245 頁
意見 70	高齢介護課	老人クラブ活動補助金	老人クラブ連合会に対する補助金の効果測定のための指標や目標を定め、補助金を交付することの必要性を検討することが必要である。	248 頁
意見 71	給付管理課	介護保険サービス利用料軽減助成金	所管課は、補助金交付事務手続の効率化のために申請書類を改めて見直し、「変更交付申請書」の申請は補助事業の内容や経費の配分変更等必要な場合に限定すべきである。	257 頁
意見 72	障害施策推進課	衛生管理体制確保支援等事業補助金	類似の補助金を所管する他の課では、感染者が発生した事業所に対して個々に案内していたという事例もあった。これらの事例も参考に、補助金を広く利用してもらうための方策を検討し、実践する必要がある。	261 頁
結果 17	障害施策推進課	衛生管理体制確保支援等事業補助金	正しい宛名を記載するよう各事業者に指導すべきである。	262 頁

意見 73	障害施策推進課	サービス継続支援事業補助金	類似の補助金を所管する他の課では、感染者が発生した事業所に対して個々に案内していたという事例もあった。これらの事例も参考に、補助金を広く利用してもらうための方策を検討し、実践する必要がある。	265 頁
結果 18	障害施策推進課	サービス継続支援事業補助金	補助金の申請書類を閲覧したところ、誤りあるいは不適切な事例が認められた。今後適切に事務処理を行う必要がある。	266 頁
結果 19	障害施策推進課	社会福祉施設等整備費補助金	監査の対象とした事業は翌年度にまたがる事業であったが、誤って様式第 11 号ではなく様式第 10 号により報告を受けていた。本来は障害者施設整備補助金年度終了実績報告書（様式第 11 号）に基づく報告を受けるべきであった。	269 頁
意見 74	障害施策推進課	社会福祉施設等整備費補助金	補助金について公募を原則とするとともに、選考委員会の設置等も含めて、広く事業者を募る仕組み、補助金を広く活用してもらえよう周知する仕組みを検討する必要がある。	269 頁
結果 20	障害福祉認定給付課	移動支援事業補助金	実際の事務と要綱の要求事項との間に乖離が認められ要綱どおりの事務が行われていない点は問題である。	276 頁
結果 21	障害福祉認定給付課	地域活動支援センター事業Ⅲ型補助金	実際の事務と要綱の要求事項との間に乖離が認められ要綱どおりの事務が行われていない点は問題である。	279 頁
意見 75	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付事業補助金	交付対象として不適切な事業者等を明確にして、当該事業者等に対する補助金交付を防止するため、要綱において欠格要件を明確化し、交付申請時に欠格要件に該当しないことを確認したうえで、補助金を交付すべきである。	281 頁
意見 76	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付事業補助金	福祉事務所から用具使用者に対して、事前に発行される「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額の「見積額」と実際の購入額に乖離があった場合には、実際の購入額以上の補助金が交付される可能性があるため、ミスや不正は起こりうるものだという認識のもと、ミスや不正が生じていないことを確かめるために、実際の購入額、請求書、支払書類等と「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額との整合性の確認を実施すべきである。	282 頁

意見 77	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付事業補助金	東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱第12条第2項では、事業の実施の翌月の10日までに、交付請求書及び実績報告書を提出することとされており、当該定めに従った適時の補助金請求及び実績報告に基づく交付を担保するため、補助金の交付申請にあたっては、「日常生活用具給付券」に、適切な用具受領年月日を記載するように指導すべきである。	282 頁
結果 22	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付事業補助金	補助金は各予算年度の間実施された事業に対して執行されるものであることから、これらの申請について令和2年7月分の補助金申請として受け付けるべきではなく、補助金として交付するべきではなかった。	282 頁
意見 78	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付事業補助金	事業者等に対して適時、適切に事務を行うよう改めて指導を行うとともに、補助の対象とするか否かの判断基準やルールについて明確に定めることを検討すべきである。	282 頁
意見 79	障害福祉認定給付課	日常生活用具給付事業補助金	所管課としても、申請時期等が不適切なものが含まれていないか、チェックする仕組みを検討し、当該仕組みにしたがってチェックを行う必要がある。	282 頁
結果 23	生活支援課	民生委員関係事業補助金	協議会連合会内で監事による会計監査を受けていることを理由として、当該会計監査報告書を確認するのみで支出内容の妥当性について何ら検証されておらず、検証するための領収書等の支出を証する証跡の提出を求めている。補助金として支給するのであれば、会計監査報告だけでなく、費用の内容について検証が必要であると考えられる。そのため、十分な実績報告の検査が行われているとは言い難い状況である。	293 頁
意見 80	生活支援課	民生委員関係事業補助金	東大阪市民生委員・児童委員活動広報啓発事業補助金交付要綱及び東大阪市民生委員・児童委員活動事業補助金交付要綱において、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める規定がないため要綱上の規定の見直しを行う必要がある。	293 頁
意見 81	生活支援課	民生委員関係事業補助金	補助単価について、根拠を明確にするとともに、定期的な見直しを行う必要がある。	294 頁

結果 24	環境企画課	再生可能エネルギー等普及促進補助金	提出期限が到来しているにもかかわらず、いまだに実績報告書の提出がなされていないことは補助金の取消事由にも該当することから早急に提出を求め、それでもなお提出がない場合には補助金の決定を取り消す等、当該状況を是正する必要がある。	301 頁
意見 82	自転車対策課	放置自転車追放推進事業補助金	会計報告書の様式の統一も含めて、提出にあたってのルールを統一するとともに、各放置自転車防止対策推進協議会に周知するべきである。	312 頁
結果 25	自転車対策課	放置自転車追放推進事業補助金	正しい宛名を記載するよう各放置自転車防止対策推進協議会に指導するべきである。	313 頁
結果 26	安全調整課	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	市では、本補助金の実績報告の確認にあたって、事業者から提出を受けた実績報告書及び収支決算書の内容と、自転車用ヘルメットを購入した高齢者から事業者への助成金申請書を照合し、支出内容や金額の確認を行っているものの、支出内容の適否や妥当性を検証するための領収書等の根拠資料の提出は求めておらず、支出内容自体についての検証が不足している。	315 頁
結果 27	安全調整課	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金交付要綱においても、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める規定がないことから、要綱の規定も見直す必要がある。	315 頁
意見 83	安全調整課	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	市民の命と健康を守るという観点から、補助対象者の拡大や他の課との協働を検討すべきである。	316 頁
意見 84	安全調整課	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、概算払の対象から除外することも検討すべきである。	316 頁
意見 85	土木工営所	農業用排水路維持管理補助金	要綱において他の補助金と重複して申請することを禁ずる規定を設けるとともに、他の課とも協力し重複申請がないことについて確かめる必要がある。	319 頁
意見 86	みどり景観課	緑の保全事業補助金	本来申請者に修正を依頼すべき事項である。今後は申請者に修正を依頼すべきである。	322 頁

意見 87	公園課	公園愛護会補助金	十分な実績報告の検査のためには、実績報告書の根拠資料となる領収書等を入手し、支出内容の妥当性について検証することが必要である。	325 頁
意見 88	住宅改良室	地域まちづくり推進会議補助金	概算払の必要性と理由について検討するとともに、それらの内容について決裁を経るべきである。	332 頁
意見 89	住宅改良室	地域まちづくり推進会議補助金	要綱において、実績報告書の提出の際に支出証憑の添付を求める旨の規定がないことから、要綱の見直しを行うべきである。	332 頁
意見 90	市街地整備課	老朽住宅解体除去補助金	平成 26 年度からは相当期間経過しており、直近の実績から算出した除却費用から妥当かどうかについて検証すべきである。	337 頁
意見 91	建築安全課	民間建築物耐震化促進補助金	補助金の効果測定方法を検討し、予算折衝以外に必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある。	342 頁
意見 92	空家対策課	空き家等対策補助金	補助金の効果測定方法を検討し、予算折衝以外に必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある。	346 頁
結果 28	学校教育推進室	クラブ活動運営費補助金	学校の作成した事業計画書の数値が前年度のままであり、事業計画書の修正依頼を失念していたとのことであった。	352 頁
意見 93	人権教育室	人権教育研究会補助金	宛名は補助団体名称に統一するよう、補助団体へ指導する必要がある。	355 頁
意見 94	教職員課	学校園保健会補助金	補助金未使用額は本来市の財源となるものであることから、年度により恣意的に精算要否が決定されるべきではない。令和元年度の未使用額 75,733 円は速やかに戻入させるとともに、今後運用基準等に戻入基準を定めることにより、恣意的に精算の要否を決定しないような仕組み作りについて検討すべきである。	357 頁
結果 29	教職員課	学校園保健会補助金	学校園保健会補助金に関する要綱等では実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める旨の規定がないため、要綱の規定の見直しも必要である。	357 頁
意見 95	学校給食課	学校給食会運営補助金	賞味期限切れ前の食品を廃棄することに関する合理的な説明は得られなかった。	363 頁

			未利用食品への利用の対応は、例えばインフルエンザによる学級閉鎖時等への対応にも役立つものであることから、取組を充実・強化すべきである。	
意見 96	学校給食課	学校給食会運営補助金	精算は実績報告書提出後速やかに行うべきである。	364 頁
結果 30	社会教育センター	文化団体活動補助金	補助事業者の選定については公募を検討し、また補助金額は毎年度の補助事業者からの申請に基づき市が決定することとすべきである。	373 頁
意見 97	社会教育センター	文化団体活動補助金	昭和 42 年以降の長期にわたって補助事業が継続されていることも勘案し、事業への参加人数等の確認等、対象事業に対する効果測定を実施し、補助事業全体の必要性も含めて検討をすべきである。	374 頁
意見 98	社会教育センター	文化団体活動補助金	所管課は、要領において補助金の交付目的を個別の事業に限定し、事業の目的に限って補助金の使用を許可し、補助金の未使用額を把握すべきであり、また補助金の返還の要否について客観的に判断するためのルール及び仕組みを設けるべきである。	374 頁

以上